

# 「会計上の見積りの開示」をどのように活用するか

# (会計上の見積りの開示」をどのように活用するか \*\*\*\* 会計上の見積りの開示とKAMの記載 住 田 清 芽

Ħ 次

- 1 はじめに
- 2 監査上の主要な検討事項の導入

- 3 2021年3月期のKAMの状況
- 4. 今後に向けて

2021年3月期から始まったKAMは会計上の見積りに関連する事項が多く、この傾向は今後も続くと思われる。 同時に適用が始まった見積りの注記項目とKAMとして選定される見積項目は一致するとは限らないが、密接に 関係する。作成者または監査人のそれぞれの立場から、利用者の理解に資する記述内容の質の向上に向けた検討 を継続すべきである。そのためには利用者からのフィードバックは重要である。

# 1. はじめに

2021年3月期から、会計上の見積りに関する 財務諸表の注記と、監査報告書における監査上の 主要な検討事項 (Key Audit Matters、以下、 KAM) の記載が始まった。両者とも、日本の会 計基準または監査の基準による整備が待たれてい たものである。

本稿では、KAMの強制適用初年度の適用状況 を概観するとともに、会計上の見積りの注記との 関連について考察する。なお、意見に関する部分 は、筆者の個人的な意見である。

# 2 監査トの主要な検討事項の導入

## (1) 監査報告書の記載内容の変遷

監査人の監査報告書は、標準文言により構成さ れており、どの会社の監査報告書をみても、ほと んど内容は変わらないという状況が長らく続いて きた。これは、日本だけでなく海外も同じで、 80年近くの間、世界中の監査人は定型的な監査 報告書を発行してきた。もちろん、監査意見が無 限定適正意見以外の監査意見が表明される場合や 強調事項などが記載される場合などは、個社の状 況に関する記述が含まれることになるが、それで も、監査人がどのような監査を実施したのかに関 する情報は含まれていない。



## 住田 清芽(すみだ さやか)

公認会計士。前日本公認会計士協会監査基準担当常務理事(2010~19年)。国際監査・ 保証基準審議会(IAASB)メンバー(2015 ~ 17年)、金融庁企業会計審議会委員(2017 年~)、同監査部会臨時委員(2010~16年)。